

ドラッグ・ロス対策の進め方について

資料 2 - 2

ドラッグ・ロス（※）の調査については、令和6年度の厚労科研事業に引き続き、令和7年度未承認薬等迅速解消促進調査事業を行い、特定の期間に欧米で承認された医薬品のうち、特定の時点での国内開発未着手の医薬品の品目数を調査し、医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議において導入の必要性を評価している。

（※）欧米で承認されている医薬品が、日本国内では開発着手されていない状態

